

## シスコ エンド ユーザ ライセンス契約

本契約は、お客様および Cisco Systems, Inc. またはその関連会社(以下シスコといいます)の間で締結され、お客様のシスコソフトウェアの使用を規定します。「**お客様**」および「**お客様の**」は、本 EULA の下でソフトウェアの使用許諾が付与される個人または法人を意味します。「**使用**」は、ソフトウェアのダウンロード、インストール、起動、アクセスまたはその他の使用を意味します。「**ソフトウェア**」は、認定販売元によってお客様に提供され、かつシスコが、お客様にライセンスを付与するコンピュータプログラムおよびアップグレードを意味します。「**ドキュメンテーション**」は、認定販売元によってお客様に提供される、該当するソフトウェアに関するシスコのユーザマニュアル、テクニカルマニュアル、トレーニングマテリアル、仕様、またはその他のドキュメンテーションのことです。「**認定販売元**」は、(i)シスコまたは(ii)ソフトウェアを入手したシスコの正規代理店、販売店、またはシステム インテグレータを意味します。「**権限付与**」は、ライセンスの詳細を意味し、シスコの価格リスト、クレーム サーティフィケート、または使用権通知で発行されるプロダクト ID (PID)において提供されるライセンス メトリック、期間および数量を含みます。「**アップグレード**」は、ソフトウェアおよびそのバックアップコピーに対するあらゆるアップデート、アップグレード、バグフィックス、エラー修正、拡張、および他の修正を意味します。

本契約、補足ライセンス条項、特定のプロダクト条項は、[www.cisco.com/go/softwareterms](http://www.cisco.com/go/softwareterms) に記載されており、(以下総称して **EULA** といいます)お客様のソフトウェアの使用を規定します。

1. **条項の受諾** ソフトウェアを使用することで、本 EULA に同意したものとみされます。法人に代わって本 EULA を締結する場合、お客様は、その法人を拘束する権限を持つことを表明します。お客様がかかる権限を持たない、または本 EULA の条件に合意しない場合、お客様と法人のいずれもソフトウェアを使用できず、ソフトウェアまたはシスコプロダクトの購入後 30 日以内に認定販売元に返却すれば返金されます。返却および返金の権利は、お客様がソフトウェアのオリジナルのエンドユーザライセンシーである場合にのみ適用されます。
2. **ライセンス** 適用される料金の支払いおよび本 EULA に従うことを条件として、シスコは、お客様に、ソフトウェアのオブジェクトコードバージョンおよびドキュメンテーションを内部運用目的に限り使用するための限定的、非独占、譲渡不能なライセンスを権限付与およびドキュメンテーションに応じて付与します。シスコは、認定販売元からお客様が入手したソフトウェアのみを使用する権利をお客様にライセンス付与します。適用される法律に反しない限り、お客様は、シスコの認定を受けない中古または修理されたシスコ機器、または認定販売元から購入していないシスコ機器上で使用するためのライセンスは付与されません。シスコがお客様にエンドユーザとしての登録を要求する場合、お客様のライセンスは登録が完了し内容が正確である時にのみ有効です。ソフトウェアは、オープンソースソフトウェアを含む場合があり、当該オープンソースソフトウェアは、シスコソフトウェアまたはドキュメンテーションとともに提供される別個のライセンス条件に従うものとします。

ソフトウェアが特定の期間に対して使用許諾されている場合、お客様のライセンスはその権限付与において該当する期間に対してのみ有効となります。お客様がソフトウェアを使用する権利は、ソフトウェアをダウンロードまたはインストールできるようになった日に始まり、別途本契約に従って解約されない限り、特定された期間の終了まで続きます。

3. **評価ライセンス** お客様が、評価目的またはシスコによって承認された他の限定的な一時使用でシスコのソフトウェアのライセンスを受ける、またはプロダクトを受けとる場合(以下評価プロダクトといいます)、その使用は、ライセンスキューによって限定される期間またはシスコが別途文書で記述する期間だけ許可されます。ライセンスキューまたは文書によって評価期間が規定されていない場合、評価ライセンスは、ソフトウェアまたはプロダクトがお客様に使用可能になった日から 30 日間有効となります。評価期間の終了までに評価プロダクトを返却しない、またはその使用を中止しなかった場合、リストライスに従って請求書がお客様

に送付されます。評価プロダクトは、「現状有姿」でライセンスされ、明示、暗示を問わざいかなるサポート、保証も伴いません。シスコは、評価プロダクトの使用に起因する一切の責任を負いません。お客様は、シスコの書面による承認を最初に取得しない限り、評価プロダクト上で実行されたベンチマークテストのいかなる結果も公表できません。お客様は、評価プロダクトの使用に関連してお客様がシスコに提供したフィードバックまたはアイデアをシスコが使用することを承認します。

4. **所有権** シスコまたはそのライセンサーが、複写、改善、拡張、二次的著作物、および修正を含めてソフトウェアに対するすべての知的財産権を保持します。お客様がソフトウェアを使用する権利は、本 EULA によって明示的に付与されるものに限定されます。ソフトウェアに関する他の権利または関連知的財産権は付与または暗示されません。
5. **制限および制約事項** お客様は以下のことを行わず、かつ第三者に対して許可しないものとします:
  - a. 本ライセンスのもとでのお客様の権利を、シスコが書面によって明示的に承認しない限り、他の個人または法人（以下の第 12 条に明示的に提供されるものを除きます）に移転、サブライセンス、または譲渡すること；
  - b. ソフトウェアまたはドキュメンテーションを修正、翻案する、またはその二次的著作物を作成すること；
  - c. 以下の第 16 条で提供されるものを除き、ソフトウェアに対するリバース エンジニアリング、逆コンパイル、復号化、逆アセンブルを実施すること、またはその他の方法でソースコードを推論する試みを行うこと；
  - d. アプリケーションサービスプロバイダ、レンタル、サービスビューロー、クラウドサービス、ホスト サービス、または他の類似基盤を問わず、シスコが書面によって明示的に承認しない限り、ソフトウェアの機能を第三者に対して使用可能にすること；
  - e. 他のデバイス上で、フィジカルまたはバーチャルを問わず、シスコが書面によって明示的に承認しない限り、特定デバイス用にライセンスされたソフトウェアを使用すること；
  - f. ソフトウェアのプロダクト識別情報、著作権、専有情報、知的財産権通知または他のマークを削除、修正、秘匿すること。
6. **ソフトウェアの第三者による使用** お客様は、本 EULA に基づいてお客様にライセンスされたソフトウェアの使用を、当該使用が(i)お客様の代理人として、(ii)お客様の内部運用として、かつ(iii)本 EULA に準拠する場合に限り、第三者に許可することができます。お客様は、第三者による本 EULA の違反に対して責任を負うこととに合意するものとします。
7. **限定保証および免責事項**
  - a. **限定保証** シスコは、(i)ソフトウェアがお客様に使用可能になった日後 90 日間、または、(ii)別途 <http://www.cisco.com/go/warranty> に定められた期間のいずれか長い方の期間、ソフトウェアが該当するドキュメンテーションに実質的に適合することを保証します。この保証は、ソフトウェア、シスコプロダクト、またはソフトウェアの使用が承認されている他の機器が以下に該当する場合適用されません:(i)シスコまたはシスコ認定代理人以外によって改変された場合、(ii)シスコが提供した指示に従ってインストール、運用、修理、またはメンテナンスされていない場合、(iii)異常な物理的または電気的負荷、異常な環境条件、誤使用、過失、事故による影響を受けた場合、(iv)ベータ版、評価版、テスト版、またはデモンストレーション版としてその使用が許諾されている、または認定販売元が購入価格またはライセンス料の支払いを受領していない状況にある場合、(v)認定販売元から提供されていない場合。シスコは、商業的に合理的な努力を払い、ソフトウェアまたはお客様のデータを改変、削除、破損または無効化するようにデザインされたウイルス、プログラム、プログラミングデバイスがない状態でお客様にソフトウェアを提供します。

b. **排他的救済** シスコの選択および費用で、シスコは不適合ソフトウェアに対する修理、交換、または、支払われたライセンス料の返金を行います。この救済は、保証期間内にお客様の認定販売元へ不適合を書面により報告することが条件となります。認定販売元は、お客様にソフトウェア、シスコプロダクトおよび/またはドキュメンテーションの返却を救済の条件として求める場合があります。本条は、保証に関する排他的救済です。

c. **免責事項**

上で明示的に規定されるものを除き、シスコおよびそのライセンサーは、ソフトウェアを「現状有姿」で提供し、明示的、黙示的、または制定法上のいずれであるかにかかわらず、商品性、特定目的への適合性、デザイン、条件、容量、性能、権原および非侵害についての保証、条件、または他の規定を含みますがこれらに限定されずにその他のすべての保証、条件または他の規定を明示的に否定します。シスコは、ソフトウェアが中断無く、またはエラーなしに動作すること、また、エラーがすべて修正されることを保証しません。さらに、シスコは、ソフトウェア、またはソフトウェアが使用されているいかなる機器、システム、ネットワークも脆弱性、侵入、または攻撃がないことを保証しません。

8. **責任の制限および除外** いかなる場合もシスコおよびそのライセンサーは、責任理論に関わらず、またはソフトウェアの使用もしくは使用不能性に起因するかどうかにかかわらず、さらに一方の当事者がかかる損害の可能性を助言されていたとしても、以下の事項に対して責任を負いません:(a)間接的、付隨的、懲戒的、特別または結果的損害;(b)データの損失、破壊、または事業の中止もしくは損失;(c)収益、利益、営業権、予想された売上、または警視節減の機会の減少。お客様に対するシスコ、その関連会社、役員、取締役、従業員、代理人、サプライヤー、およびライセンサーの全責任は、保証、契約、不法行為(過失を含む)その他いかなる理由に基づくかどうかを問わず、合計でお客様が認定販売元に当該請求を生じさせたソフトウェアの代金として支払ったライセンス料を超えないものとします。ソフトウェアに関するこの責任制限は、累積的なものであり、事案一件当たりのものではありません。本契約は、適用法で制限または除外できない責任を制限または除外するものはありません。
9. **ソフトウェアのアップグレードおよび追加コピー** 本EULAの他の規定にかかわらず、お客様は、かかるアップグレードの入手時に、以下に該当する場合を除きアップグレードの使用を許可されません:
  - a. すでにソフトウェアのオリジナル版の正当なライセンスを保持し、かかるライセンスに従っており、さらにアップグレードに対して該当する料金を支払済みであること;
  - b. アップグレードまたはコピーの使用を、お客様が所有しているか、またはリースしているデバイスに制限すること;
  - c. 他に別途ドキュメンテーションで提供されない限り、バックアップ目的に限定して追加コピーの作成および使用を行うこと。
10. **監査** ソフトウェアのライセンス期間中、およびその期限終了または解約後の3年間、お客様は本EULAに従っていることを確認するのに十分なソフトウェアの使用に関する完全で正確な記録を維持するための合理的な手順を取るものとします。12か月に1回を超えない範囲で、お客様はシスコおよびその監査人にかかる記録、適用される帳簿、システム（シスコプロダクトまたは他の機器を含む）、およびアカウントを合理的な事前通知に基づいてお客様の営業時間内に検査する権利を許可するものとします。監査によって、ライセンス料の支払い不足が明らかになった場合、お客様は書面による通知の受領後30日以内にかかるライセンス料と合理的な監査コストを支払うものとします。
11. **期間および解除** 本 EULA は、解約されるか該当するライセンスまたはサブスクリプション期間が終了するまで有効であるものとします。お客様は、ソフトウェアの使用を中止する、またはすべてのコピーを破棄することにより隨時本 EULA を解約できます。お客様が、本 EULA の条件に違反する、またはお客様が該当する

ライセンス料金の一部でもその支払いを怠り、通知の 30 日以内に支払違反を是正できない場合、本 EULA は解約されます。本 EULA の解約に際してお客様は、お客様の所有または管理下にあるすべてのソフトウェアのコピーを破棄するものとします。

- 12. 譲渡不能性** お客様は、本ライセンスの権利を最新の [Cisco Relicensing/Transfer Policy](#) に従う場合にのみ他の個人または法人に譲渡できます。前記のポリシーに準拠しないかなる譲渡の試みも無効となります。
- 13. 米国政府がエンドユーザーである場合** ソフトウェアおよびドキュメンテーションは、FAR 12.212 で該当用語が使用される、「commercial computer software」および「commercial computer software documentation」から構成される連邦調達規則（以下 FAR といいます）(48 C.F.R.) 2.101 で定義される「commercial items」に分類されます。FAR 12.211 (Technical Data) および FAR 12.212 (Computer Software) および国防調達規則(以下 DFAR といいます) 227.7202-1 から 227.7202-4 と矛盾せず、他の FAR 条項、または本 EULA が組み込まれる契約においてこれと矛盾する他の契約条項にかかわらず、政府機関のエンドユーザーは、ソフトウェアおよびドキュメンテーションを、本 EULA に定められたその権利のみとともに取得するものとします。連邦調達規則に矛盾するライセンス規定に関しては、米国政府に対して執行不能です。
- 14. 輸出** シスコのソフトウェア、プロダクト、技術、およびサービスは、ローカルおよび域外の輸出管理法令および規制の対象となります。お客様およびシスコはそれぞれ、ソフトウェア、プロダクト、および技術の使用、輸出、再輸出、および譲渡を規定するかかる法令、および規制を順守するものとし、すべての必要なローカルおよび域外の承認、許可、またはライセンスを取得するものとします。特定の輸出情報は以下で検索できます:<http://tools.cisco.com/legal/export/pepd/Search.do>
- 15. 存続** 4、5、7(a)、7(b)、7(c)における保証の制限、8、10、11、13、14、15、17 および 18 は、本 EULA の解約または終了後も存続するものとします。
- 16. 相互運用性** 適用法によって要求される限度において、シスコは、ソフトウェアと他の個別に作成されたプログラムとの間の相互運用性を実現するのに必要なインターフェイス情報をお客様に提供するものとします。シスコは、お客様がライセンス料(該当する場合)をシスコに支払った後に書面で要求があった場合、このインターフェイス情報を提供します。お客様はこの情報を極秘扱いで保護するものとし、シスコが当該情報を提供する際に提示する該当する条件に厳密に従うものとします。
- 17. 準拠法、管轄裁判所、および裁判地**

ソフトウェアを以下のリストにある国または地域でお客様が取得した場合（認定販売元が受領した注文書上の住所、または評価プロダクトの場合、そのプロダクトが出荷される住所を参照することによって決定されます）、この表は、本 EULA が準拠する法律(矛盾するいかなる法律規定にかかわらず)、および本 EULA のもとで発生する訴訟に対する専属管轄を有する特定の裁判所を指定します。

| 国または地域                                | 準拠法        | 管轄裁判所および裁判地                                 |
|---------------------------------------|------------|---|
| 米国、ラテンアメリカまたはカリビアン                    | 米国カリフォルニア州 | 連邦地方裁判所、カリフォルニア州北部地区またはカリフォルニア州サンタクララ郡上級裁判所 |
| カナダ                                   | カナダ、オンタリオ州 | カナダ オンタリオ州裁判所                               |
| 欧州 (イタリアを除く)、中東、アフリカ、アジア、オセアニア (オーストラ | 英国法        | 英国裁判所                                       |

|              |               |                         |
|--------------|---------------|-------------------------|
| リアを除く)       |               |                         |
| 日本           | 日本法           | 東京地方裁判所                 |
| オーストラリア      | ニューサウスウェールズ州法 | ニューサウスウェールズ州裁判所および連邦裁判所 |
| イタリア         | イタリア法         | ミラノ裁判所                  |
| 中国           | 中華人民共和国法      | 香港国際仲裁センター              |
| 他のすべての国または地域 | カリフォルニア州      | カリフォルニア州裁判所および連邦裁判所     |

両当事者は、国際物品売買契約に関する国際連合条約の適用を明示的に否定します。さらに、本 EULA の当事者でない者は、1999 年契約法(Rights of Third Parties Act 1999 (第三者の権利))下のいずれの条項についても権利行使を行う、または利益を享受する権利を有しません。上記準拠法にかかわらず、いずれの当事者も、かかる当事者の知的財産権または専有財産権の違反のおそれに関して適切な管轄区域の裁判所において仮差止命令による救済措置を請求することができます。

**18. 総合** 本 EULA のいずれかの部分が無効または執行不能となった場合でも、本 EULA の他の規定は完全に効力を有します。署名または捺印付き契約において明示的に規定または修正がされない限り、本 EULA はソフトウェアのライセンスに関する両当事者間の完全な合意を構成し、注文書または他に含まれる矛盾する条件、または追加の条件に優先し、当該条項は排除されます。両当事者は、本 EULA が他言語版と矛盾する場合、英語版の本 EULA が優先して規定することに合意します。

シスコおよびシスコのロゴは、米国および他国にあるシスコおよび/またはその関連会社の商標または登録商標です。シスコ商標のリストは、次の URL に記載されています：[www.cisco.com/go/trademarks](http://www.cisco.com/go/trademarks)。言及されている第三者の商標はそれぞれの所有者の資産です。パートナーという用語の使用は、シスコおよび他企業間のパートナーシップを意味しません(1110R)。